

令和4年4月30日

お客様各位

株式会社システムクレオ
営業統括本部長 浦川 彰

令和4年診療報酬記載要領(選択式コメント)の対応について

拝啓 貴院、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましてご案内申し上げます。

先日、ご案内致しました「別表1 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧」(以下、「別表1」という)の経過措置の対象となるコメントの解釈について、厚生労働省は「疑義解釈資料の送付について(その1)」のなかで、「令和4年9月診療分までは文言のとおり記載する必要はないが、その旨が分かる記載又は当該診療行為にかかる記載項目が分かるよう記載とすること」と明記されました。

つきましては、経過措置の対象となるコメントについては、令和4年9月診療分まではフリーコメントまたは任意で作成されたコメントマスタが使用いただけます。

経過措置の対象となるコメントであるかの判断は、別表1「令和4年4月1日適用」欄の※印の有無になります。(下図をご参考ください)※印のあるものについては、令和4年9月診療分まではフリーコメントまたは任意で作成されたコメントマスタを使っていただけます。ただし、先述の通り、文言のとおりに記載する必要がなくても、その旨が分かるコメントは必要となりますので、いま一度、別表1にて必要なコメントのご確認をお願い申し上げます。

敬具

別表 I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧 (医科)

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和4年4月1日適用
1	A000	初診料	(初診の後、当該初診に附随する一連の行為を後日行った場合であって当該初診日が(前月である場合)「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日保医発0305第1号)別添1第1章第1節通則2のAからウまでに規定するものの中から、該当するものを選択して記載すること。	820100001	ア 初診又は再診時に行った検査、画像診断の結果のみを聞きに来院	
				820100002	イ 往診等の後に薬剤のみを取りに来院	
				820100003	ウ 一旦帰宅し、後刻又は後日検査、画像診断、手術等を受けに来院	
			(注5のただし書に規定する2つ目の診療科に係る初診料を算定した場合)2つ目の診療科の診療科名を記載すること。	830100002	2つ目の診療科(初診料);*****	
		(情報通信機器を用いた診療を行う際に、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診療を行う場合)当該指針において示されている一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診に適さない症状」等を踏まえ、当該診療が指針に沿った適切な診療であることを記載すること。	820100990	オンライン診療の適切な実施に関する指針に沿った適切な診療である(初診料)	※	
		(情報通信機器を用いた処方を行う際に、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って処方を行う場合)一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診での投与について十分な検討が必要な薬剤」等の関係学会が定める診療ガイドラインを踏まえ、当該処方が指針に沿った適切な処方であることを記載すること。	820100816	オンライン診療の適切な実施に関する指針に沿った適切な処方である(初診料)	※	

経過措置の対象となるコメント

※令和4年9月診療分まではフリーコメントまたは任意で作成したコメントマスタが使用できます。